

# ひろば

令和8年1月5日 城北労働・福祉センター  
〒111-0021 台東区日本堤2-2-11  
第1275号 ☎03-3874-8089内線26-27

「ひろば」は、山谷地域にお住まいの方への情報提供紙です。



新年好  
新年好



新年、明けましておめでとうございます。

当センターは、山谷地域にお住まい日雇労働により生計を立てている皆様に、職業紹介や応急援護、生活全般にわたる相談などを通して、就労の安定と福祉の向上を図っております。

本年も、引き続き、皆様の経験や技能に応じた職業紹介を行うとともに、医療・福祉・労働の相談、応急援護相談、都営住宅相談など、利用者お一人おひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行ってまいります。

利用者の皆様の健康管理も重要な課題です。センターでは、利用者向けの健康相談室を開設し、応急診療を行うほか、寄せ場や娯楽室における健康相談、簡易宿所への巡回訪問による健康相談を実施しております。このほか、東京都と地元区による結核検診を実施しています。ご自身の健康維持にご活用ください。

今後とも、地元区や関係機関とも連携しながら、皆様の生活全般にわたるサポートを行って参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、娯楽室・敬老室を常時開設するとともに、本年もセンター祭りや将棋大会の催しを行います。地域の高齢者等の方に対しては、夏冬にレクリエーション券の配付を行います。休息、娯楽、交流の場としてご活用ください。

なお、センターでは、昨年9月から、建物の外壁補修・屋上防水工事を実施しており、本年2月の竣工に向けて順調に進捗しております。工事期間中は、引き続きご不便をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、新しい年が皆様にとって幸多い年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。

公益財団法人 東京都福祉保健財団  
城北労働・福祉センター所長 志村 昌孝

## ～センター利用者カードの更新について～

令和8年4月から使用する新しいセンター利用者カードへの更新手続きは2月上旬から開始します。  
詳しい面接日程などは、追って掲示板などでお知らせします。

# 令和7年度第2回 特別割当都営住宅(山谷地域居住者用) 1月5日(月)から申込み受付開始

◆申込みのしおり 1月5日（月）から1階総合案内 及び  
3階相談窓口で配付します

◆申込み受付期間 1月5日（月）～1月19日（月）※土日・祝日を除く

- ・この募集は、山谷地域の簡易宿所等に宿泊している方を対象に入居希望者を募るもので、一般的都営住宅の募集とは異なるため、山谷地域以外にお住まいの方は申込むことができません。
- ・申込みできる方は、下記の1から5の全ての条件を満たしている方です。

1 山谷地域の簡易宿所等に令和7年1月20日以降、引き続き1年以上宿泊(居住)している方

◆山谷地域とは、台東区及び荒川区の下記の地域です。

【台東区】 日本堤1・2丁目、清川1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目

## 【葛川区】 南千住1・2・3・5・7丁目

◆「簡易宿所等」には、簡易アパート(下記①～③の条件に全てあてはまるもの)を含みます。

- ① 多人数で共用する構造及び設備を主とする賃貸住宅等であること。
  - ② 押入れ及び靴脱ぎ場等を除いた居室部分の面積が居住者1人当たり7.5平方メートル  
(4.5畳相当)以下であること。
  - ③ 台所・便所・風呂のいずれも専用していないか、台所・便所の一方のみを専用としている

## 2 所得が定められた基準内である方

くわしくは「申込みのしおり」に書いてありますのでご確認ください。

### 3 成年者で次にあてはまる方

(1)生活保護を受給している方。(台東区・荒川区から受給している方に限ります)

(2)生活保護を受給していない方は、次のいずれかに該当する方。

ア 令和8年1月19日現在で年齢が60歳以上の方

イ 身体障害者手帳(1級～4級)、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

#### 4 申込者が暴力団員でない方



## 5 都営住宅使用料の滞納により退去した前歴のない方

※ 以前、都営住宅に居住したことがあり、使用料等を滞納したまま退去されている方は、滞納金全額をお支払いいただくことが入居資格要件になります。